

白井市情報公開・個人情報保護審査会 委嘱状交付式及び令和3年度第2回審査会

日 時 令和3年11月5日（金）
午後2時
場 所 白井市役所本庁舎4階中委員会室

次 第

1 委嘱状交付式

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員自己紹介
- (5) 閉会

2 令和3年度第2回白井市情報公開・個人情報保護審査会

- (1) 開会
- (2) 会長及び職務代理者の選任
- (3) 白井市情報公開・個人情報保護審査会について
- (4) 令和2年度白井市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況
について
- (5) 個人情報保護法の改正について
- (6) その他
- (7) 閉会

白井市情報公開・個人情報保護審査会について

1 これまでの経過

- 平成11年10月 白井町情報公開条例（平成11年条例第2号）の施行
白井町情報公開審査会の設置
- 平成13年 8月 白井市情報公開・個人情報保護審査会の設置
10月 白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）の施行
- 平成28年 4月 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行

2 審査会の職務

- (1) 実施機関の諮問に応じ、白井市情報公開条例第12条又は白井市個人情報保護条例第29条に規定する審査請求（※）について調査審議すること。

※情報公開請求に対する市の決定等に関する不服申立て

- (2) 白井市個人情報保護条例の規定により白井市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議すること。

内容	条例の該当条項
要配慮個人情報の収集について	第7条第2項第2号
本人収集の例外について	第7条第3項第6号
個人情報の利用・外部提供について	第8条第6号
オンライン結合による個人情報の外部提供について	第9条第3項
是正の勧告について（事業者関係）	第32条
事実の公表について（事業者関係）	第33条

- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、市長に意見を述べること。

- (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求（※）について調査審議すること。

※市の行政処分又は不作為に関する不服申立て

3 直近5年の開催実績（回数・議題）

平成28年度 開催実績なし

平成29年度 1回（12月開催・委嘱状交付式）

- ・H28年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況の報告
- ・個人情報取扱事務の届出に関する報告
- ・個人情報保護法改正に伴う条例改正に関する報告

平成30年度 1回（11月開催）

- ・行政不服審査法に基づく諮問（保育所入所保留に対する不服）

令和元年度 1回（11月開催・委嘱状交付式）

- ・H30年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況の報告
- ・オンライン結合による個人情報の提供に関する意見聴取
（産業振興課・森林クラウド）
- ・個人情報保護法改正に伴う条例改正に関する報告

令和2年度 開催実績なし

令和2年度
情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況
白井市

1 情報公開制度

(1) 請求の状況

実施機関名	請求件数	決定内容				
		公開	部分公開	非公開	請求拒否	不存在
市長	51	13	36			2
教育委員会	4	1	3			
選挙管理委員会	0					
監査委員	0					
農業委員会	0					
固定資産評価審査委員会	0					
上下水道事業	5	1	4			
議会	0					
合計	60	15	43	0	0	2

※主な請求内容 入札・契約事務関係、住居表示関係、北総鉄道株主総会関係、新型コロナ関係 等

(2) 不服申立ての状況

実施機関が行った決定に対する行政不服審査法に基づく審査請求は、ありませんでした。

2 個人情報保護制度

(1) 請求の状況

実施機関名	請求件数	決定内容				
		開示	部分開示	不開示	請求拒否	不存在
市長	7		5	2		
教育委員会	3	2	1			
選挙管理委員会	0					
監査委員	0					
農業委員会	0					
固定資産評価審査委員会	0					
上下水道事業	0					
議会	0					
合計	10	2	6	2	0	0

※主な請求内容 要保護児童関係、採用試験関係 等

(2) 不服申立ての状況

実施機関が行った決定に対する行政不服審査法に基づく審査請求は、ありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(直近10年)

	情報公開請求	自己情報開示請求
平成23年度	17件	4件
平成24年度	30件	2件
平成25年度	38件	3件
平成26年度	46件	4件
平成27年度	44件	1件
平成28年度	60件	4件
平成29年度	44件	2件
平成30年度	57件	6件
平成31年度	50件	10件
令和2年度	60件	10件

個人情報保護法の改正について

令和3年5月

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報**の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

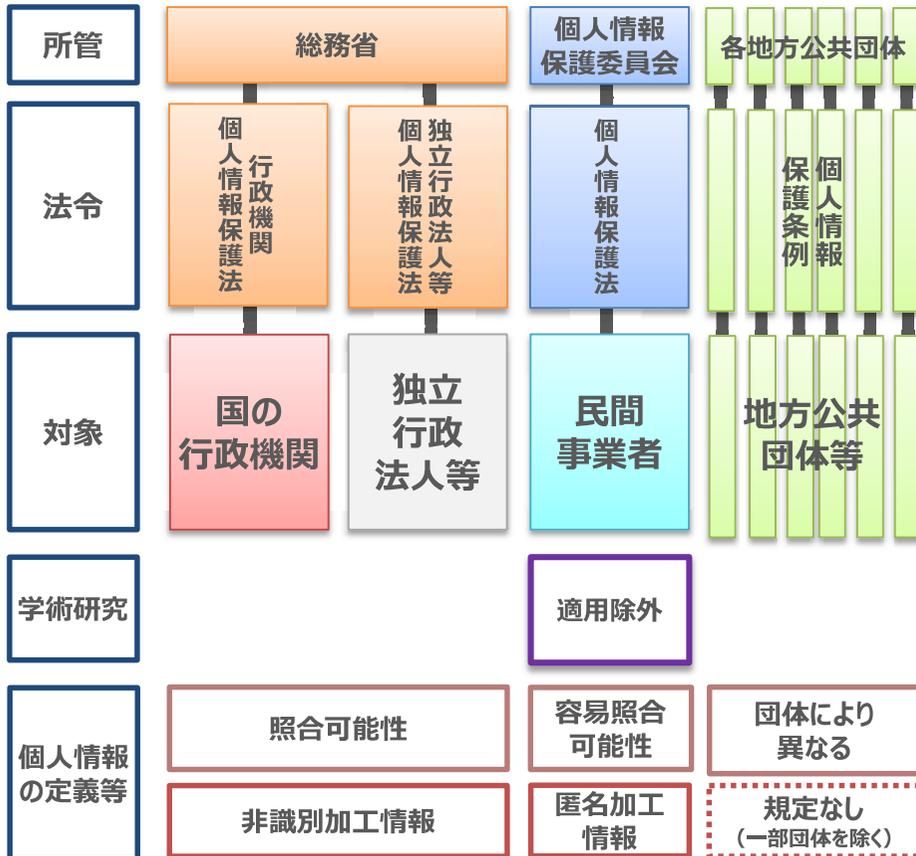
- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

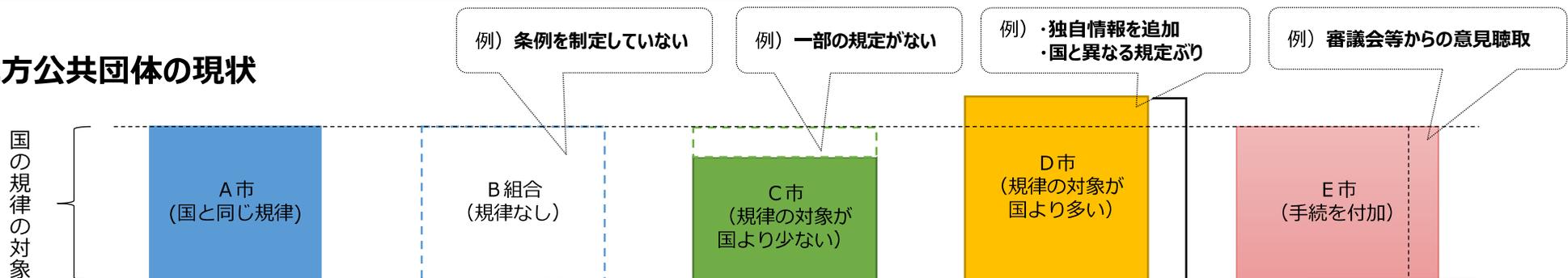
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

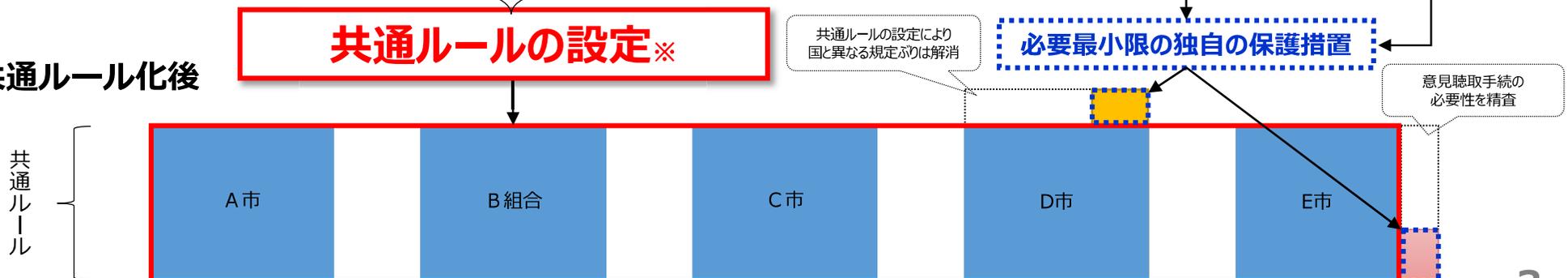
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

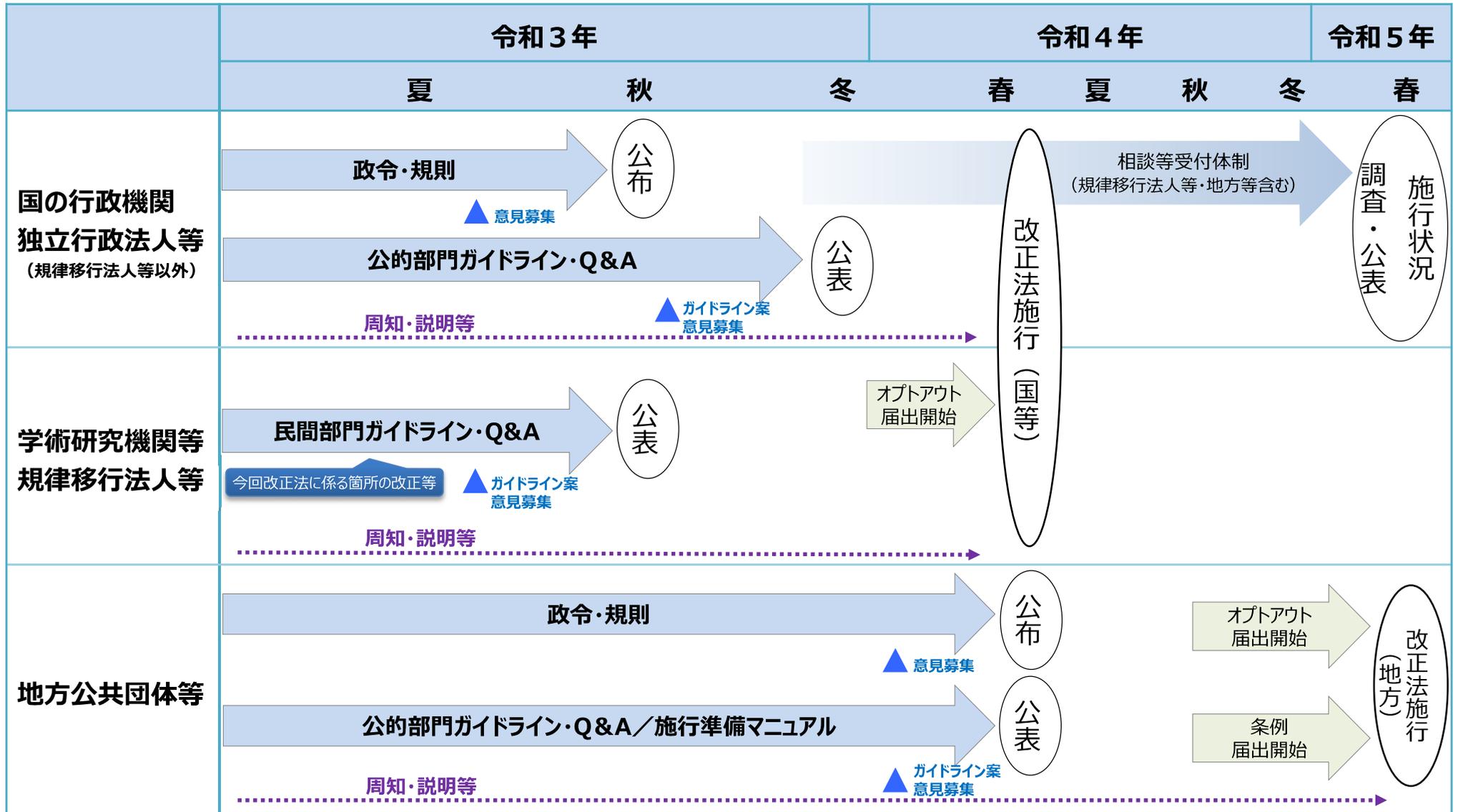
⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

改正法の施行準備スケジュール（案）



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。